



池田町産後ケア事業のご案内

出産後のお母さんと赤ちゃんが助産院などで宿泊又は通所しながら、心身のケアやサポートを受ける「産後ケア」の利用時に、町がその利用料の一部を負担する制度です。

※令和6年4月1日から通所型（デイケア）が事業の対象に加まりました！

【助産院で受けられる支援の内容】

- （１）お母さんのからだの健康管理や生活面の指導
- （２）乳房のケアや授乳の支援
- （３）沐浴、授乳等の相談
- （４）その他母子に関する保健指導
- （５）お母さんへの日常生活支援 など



【対象者】

池田町に住所があり、次のいずれかにあてはまる方で、町が審査の上利用を認めた方。

- （１）出産後のからだの回復について不安があり、保健指導が必要な方
- （２）育児に不安がある方
- （３）産後の経過に応じた休養などが必要な方
- （４）産後の日常生活支援やサポートが受けられない方
- （５）町または医療機関等が必要と判断した方



【利用できる期間】

赤ちゃんの出生した日から一歳に達する日の前日までの間で、7日間まで。

（特に必要となる状況がある場合は、14日まで延長が可能です。）



【利用料金（1日あたり）】※住民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は町が全額負担します。



宿泊型

- | | | |
|----------|-------------|---------------|
| ○町が負担する額 | 事業の利用料の 8 割 | （概ね 32.000 円） |
| ○自己負担額 | 事業の利用料の 2 割 | （概ね 8.000 円） |



通所型

デイケア

- | | | |
|----------|-------------|---------------|
| ○町が負担する額 | 事業の利用料の 8 割 | （概ね 12.000 円） |
| ○自己負担額 | 事業の利用料の 2 割 | （概ね 3.000 円） |

※事業の実施にあたり、利用料以外の経費（食事代など）は、利用者の自己負担となります。

※契約施設のみ利用できます。

【利用できる施設】

施設名	住所	連絡先	宿泊型	通所型
助産院おりん	池田町大字会染 213-1	090-9857-5538	○	○
市立大町総合病院	大町市大町3130	0261-22-0415		○
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高 4634	0263-82-2474	○	

・長野県助産師会と契約している助産院

※上記以外の施設でも利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

【利用方法】

利用料の補助を受ける場合3開庁日前までに申請が必要です。審査等もございますので、お早めに下記までお問い合わせください。

なお、緊急で利用が必要な際には一度お問い合わせください。

お問い合わせ先：池田町総合福祉センター 「やすらぎの郷」内
健康福祉課こども家庭センター
TEL 0261-61-5000
FAX 0261-62-9441